

令和5年度二次選別結果一覧表(平成13年度以前作成)(委員からのコメントに対する事務局からの回答)

No.	部局	課名	公文書ファイル名	作成年度	保存期間	選別結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
16	子ども・福祉部	紀州児童相談所	児童記録票	平成元	旧永久	廃棄	知-12④	各種施策及び事業の実施に関する公文書	各児童の健康診断や医療診断等の記録が所収されているもの。県行政の推進のための啓発、指導等に関するものではないため、廃棄とした。	【矢切委員】 各児童の健診や医療診断等の記録は、長期的なスパンで見た場合に、県の厚生行政などの参考に資するデータなどは入っていないのでしょうか？	担当所属において業務上必要な情報は適切に管理されており、紙媒体そのものを移管する必要はないと判断しました。	-
17	子ども・福祉部	紀州児童相談所	児童記録票	平成2	旧永久	廃棄	知-12④	各種施策及び事業の実施に関する公文書	各児童の健康診断や医療診断等の記録が所収されているもの。県行政の推進のための啓発、指導等に関するものではないため、廃棄とした。	同上	同上	-
18	子ども・福祉部	紀州児童相談所	里親記録票	平成2	旧永久	廃棄	知-12④	各種施策及び事業の実施に関する公文書	各児童の健康診断や医療診断等の記録が所収されているもの。県行政の推進のための啓発、指導等に関するものではないため、廃棄とした。	同上	同上	-
19	子ども・福祉部	紀州児童相談所	児童記録票	平成3	旧永久	廃棄	知-12④	各種施策及び事業の実施に関する公文書	各児童の健康診断や医療診断等の記録が所収されているもの。県行政の推進のための啓発、指導等に関するものではないため、廃棄とした。	同上	同上	-
20	環境生活部	人権課	例規	平成2	旧永久	廃棄	知-1③	条例、規則、訓令、要綱等の例規に関する公文書	事務的な文書(国からの通知「地方改善施設整備費の国庫補助について」等)のみであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 人権課の資料ということで「事務的な文書のみ」という理由だけで廃棄しても良いのでしょうか？ 例えば、地方改善施設整備費の国庫補助についての基準や国からの通知などは含まれてはいないでしょうか？	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。	事務的な文書(国からの通知「地方改善施設整備費の国庫補助について」等)のみであり、「県行政に関する重要な通知に関するもの」は含まれていないため、廃棄とした。
21	環境生活部	人権課	例規	平成3	旧永久	廃棄	知-1③	条例、規則、訓令、要綱等の例規に関する公文書	事務的な文書(国からの通知「地方改善施設整備費の国庫補助について」等)のみであるため、廃棄とした。	同上	同上	同上